

7月21日(日)は 参議院議員通常選挙の投票予定日です

『さあ行こう 今日あなたは 主人公』

<御宿町で投票できる方>

次の要件をすべて満たしている方

- ①日本国民であること
- ②平成5年7月22日以前に出生した者であること
- ③平成25年4月3日までに住民基本台帳に登録(転入されてきた方については3月3日以前に転入届を提出していること)されて、引き続き御宿町に住所を有していること
- ④公職選挙法に規定する欠格要件に該当しないこと

<期日前投票等について>

投票日当日、仕事や旅行等で投票所に行って投票できない場合、以下のとおり、期日前投票ができます。

【期間】7月5日(金)～20日(土) 8:30～20:00

【場所】役場2階中会議室

<インターネット選挙について>

公職選挙法の改正により、今回の参議院議員通常選挙からインターネットを使った選挙運動が解禁され、有権者はウェブサイト等を通じて候補者や政党等の選挙に係る情報を見ることができるようになります。詳しくは町ホームページに総務省パンフレットを掲載してありますのでご覧ください。※インターネットでの投票はできません。

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/soumuka/senkyo/senkyokanriiinnkai/internet%20pb1.pdf>

<選挙公報について>

【配布方法】

7月14日頃の読売新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞・千葉日報・東京新聞の朝刊に折り込む予定です。新聞未購読世帯の方は、7月13日以降、以下の場所で配布しますのでご利用ください。

【配布場所】

役場2階選挙管理委員会・町公民館・海洋センター・御宿児童館・月の沙漠記念館・㈱西武プロパティーズ御宿台営業所・御宿岩和田漁協本所・御宿岩和田漁協御宿支所・布施郵便局
※郵送を希望する方は町選挙管理委員会までご連絡ください。

大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

【問い合わせ】町選挙管理委員会 TEL 68-2511

住宅リフォーム補助金交付金制度について

町民の生活環境の向上及び定住促進に資することから、町内の事業者により自己の居住する住宅のリフォーム工事を行った町民に対し予算の範囲内において補助する制度です。申請をする方は建設環境課建設班までお問い合わせください。

【申請できる方】・御宿町に住所登録をしてあり、町内にお住まいの方
・町税等の滞納のない方

【対象となる住宅】・御宿町内にある住宅又は併用住宅

- ・建築後1年以上が経過していること
- ・所有者又は親族が現に居住していること

【対象となる工事】・20万(消費税込)以上の改修、修繕、増築、模様替え等の工事であること

- ・町内に本店を有する法人事業者又は町内に住所を有する個人事業者が施工する工事であること

【補助金の額】・補助対象経費の10% 上限が10万円

- ・補助対象経費が100万円以上の場合は一律10万円

【問い合わせ】建設環境課 建設班 TEL 68-6694

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成25年6月25日 NO. 627

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

市町村交通災害共済の更新に伴い、 各地区で出張受付を行います

現在交通災害共済に加入されている方は8月31日(土)で期間が満了となります。以下の日程で出張受付を行いますので、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申込下さい。年会費(平成25年9月1日～26年8月31日)は、1人700円です。

受付日	会場	時間
7月25日 (木)	浜青年館、六軒町消防庫	9:00～11:00
	須賀区民館	13:00～14:30
	久保区民館	13:00～15:00
7月26日 (金)	高山田公民館	9:00～10:20
	上布施コミュニティ消防センター	
	町浄水場、御宿台集会所	10:30～11:30
岩和田青年館、新町会館	13:00～15:00	

- ・記載方法のわからない方は、受付当日に申込用紙をそのまま会場へお持ち下さい。(印鑑は不要)
- ・町内の保育園児及び小中学校の児童・生徒は、すでに集団加入していますので、申込みの必要はありません。
- ・出張受付以降は、総務課・公民館にて随時申込みを受付けています。

【問い合わせ】総務課 防災総合対策班 TEL 68-2511

水稻病害虫の航空防除を実施します

水稻の高品質で安定的な生産推進を目的に、ヘリコプターによる病害虫防除を、高山田・久保・上布施・実谷・七本地区の水田で実施します。

住民の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

【日時】7月17日(水)5:00～9:00(予定)

※天候不良の場合は、順延となります。

※航空防除が順延となる場合、また航空防除が終了したときは防災無線でお知らせします。

町内巡回バスの運行時刻の変更

7月17日(水)の町内巡回バスの運行時刻を以下のとおり変更します。天候不良により順延となった場合は通常運行となります。

七本バス停発 7:25→運休

七本バス停発 9:00→9:30に変更

【問い合わせ】町航空防除事業協議会(産業観光課内)
TEL 68-2513

津波避難訓練を実施します

町では今年度も観光客・観光従事者を対象に津波避難訓練を以下のとおり実施します。

津波から命を守るには、一人ひとりが迅速かつ適切に行動することが大切です。東日本大震災の教訓を風化させないためにも、この機会に避難場所・避難にかかる時間等を再度確認しましょう。

町民の皆さんもぜひご参加ください。

【日時】7月20日(土) 10:30～

【場所】浜海水浴場、中央海水浴場、岩和田海水浴場、ウォーターパーク

【問い合わせ】総務課 防災総合対策班 TEL68-2511

海水浴場&ウォーターパーク オープン

海水浴場及びウォーターパークを以下のとおり開設します。今年も海水浴場やプールでは、様々な小イベントを予定していますので、お誘いあわせのうえ、お越し下さい。

<海水浴場>

【開設期間】7月20日(土)～8月31日(土) 8:30～17:00

<ウォーターパーク>

【開設期間】7月20日(土)～9月1日(日) 9:00～17:00

【利用料金】大人1200円 小人500円 町内小人300円
(15時以降:大人500円 小人300円)

※小人は中学生以下の方

※7月20日(土)は無料開放(10:00～15:00)

【問い合わせ】産業観光課 TEL 68-2513

なお、海&プールのイベント情報は Twitter 等で配信していきます。産業観光課 Twitter アカウント@GOONJUKUで検索して下さい。

町 B&G 海洋センター プール オープン

【開設期間】7月13日(土)～8月31日(土)

9:00～12:00、13:00～17:00

※昼休み(12:00～13:00)は閉鎖します。

【その他】ご利用の際は、電話で確認してください。

・使用料については個人・団体等で異なります。

・小学生以下は保護者の付き添いが必要です。

・事業により入場制限をすることがあります。

【問い合わせ】町B&G海洋センター TEL 68-4143

7月のB & G 健康運動教室

町B&G海洋センターでは、以下のとおり健康運動教室を実施しています。どなたでも参加できますのでぜひご参加ください。

【日時】各教室とも14:00から1時間程度

○ステップエアロビクス 5日(金)

○かんたんエアロビクス 12日(金)

○アクアビクス 19日(金)

※保険の加入は任意です。各自で加入をお願いします。

【問い合わせ】町B&G海洋センター TEL 68-4143

水道本管洗浄作業を行います

町では、夏の水道使用量の増加に伴い発生する赤水防止対策として、水道本管の洗浄作業を実施します。

洗浄作業を実施する本管付近のご家庭には事前にお知らせしますので、ご協力をお願いします。

【洗浄作業期間】7月1日(月)～7月12日(金)(予定)

【問い合わせ】建設環境課 水道班 TEL 68-6693

平成25年度国民健康保険税の 税率改定について

国民健康保険は、加入されている皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんで相互扶助し合う制度です。国民健康保険会計は、高度医療化や高齢化などから医療費が増加傾向にあり、医療費等の歳出に見合った歳入の確保が厳しい状況となっています。このような状況の中、平成22年度から3年間据え置いてきた国民健康保険税率を改定することにしました。

今後も引き続き国民健康保険会計の安定運営に努めますのでご理解とご協力をお願いします。

平成25年度国民健康保険税の納税通知書を7月12日(金)に発送します。納付期限までに納付してください。

【平成25年度の税率改定】

国民健康保険税率について以下のとおり改定します。

区 分	平成24年度	平成25年度	比較	
医療分	所得割の算定率	6.4%	6.6%	0.2%
	資産割の算定率	23.0%	18.0%	▲5.0%
	均等割額 (1人あたり)	22,000円	23,000円	1,000円
	平等割額 (1世帯あたり)	23,000円	24,000円	1,000円
	課税限度額	510,000円	510,000円	—
後期高齢者支援金分	所得割の算定率	2.1%	2.1%	—
	資産割の算定率	5.0%	5.0%	—
	均等割額 (1人あたり)	6,000円	8,000円	2,000円
	平等割額 (1世帯あたり)	7,000円	9,000円	2,000円
	課税限度額	140,000円	140,000円	—
介護分	所得割の算定率	1.6%	2.1%	0.5%
	資産割の算定率	9.0%	9.0%	—
	均等割額 (1人あたり)	8,000円	10,000円	2,000円
	平等割額 (1世帯あたり)	7,500円	9,000円	1,500円
	課税限度額	120,000円	120,000円	—

国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金分及び介護分の合計額です。

※介護分は40歳以上65歳未満の加入者について課税

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

平成25年度 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、加入者(被保険者)全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。保険料を決める基準(均等割額・所得割率)は2年ごとに見直され、原則として千葉県内で均一となります。(今年度の保険料については、据え置きとなりました。)

7月中旬に保険料の決定通知書を送付しますので、納付期限までに納付してください

【平成25年度の保険料】

均等割額	37,400円
所得割率	7.29%

【保険料の納め方】

《特別徴収》

年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金から保険料が天引きされます。

《普通徴収》

特別徴収以外の方は納付書や口座振替などで個別に町に納めます。また、後期高齢者医療保険料+介護保険料が年金受給額の2分の1を超える方についても普通徴収となります。

※特別徴収を口座振替(普通徴収)に変更できます。保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、保健福祉課へご相談ください。なお、年金からの天引きを中止させていただく時期は、申請の時期により決定します。

【社会保険料控除について】

保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料として控除されます。年金からの天引き(特別徴収)で支払った方は、ご本人に社会保険料控除が適用されますが、納付書や口座振替(普通徴収)で支払った方は、社会保険料控除は実際に支払った方に適用されます。

【保険料の滞納について】

災害などの特別な理由がなく、保険料を滞納した場合には、次のような措置をとられることがあります。

○短期保険者証の交付

短期保険者証は通常の保険証より有効期間が短い保険証です。

○保険証返還、資格証明書の交付(滞納が1年以上続いた場合)
資格証明書で病院等にかかるときは、医療費がいったん全額負担になります。金融機関での納付が困難な方は、訪問しますのでご相談ください。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

「心配ごと相談所」開設のお知らせ

7月の心配ごと相談所は以下のとおりです。

開催日	場所	相談内容
7月2日(火)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
7月22日(月)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

※相談時間は、9:00~12:00です。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-f6725

風しん予防接種費用の 一部を助成します

町では、平成25年度中に接種した風しんの予防接種費用に対し、一部を助成します。

【対象者】20歳以上50歳未満の方で、妊娠を予定若しくは希望している女性または妊婦の夫

【助成金額】風しんワクチン(単抗原) 3,000円

麻しん風しん混合ワクチン(MR) 5,000円

【対象期間】平成25年4月1日から平成26年3月31日までに受けた予防接種

【申請期限】平成26年3月31日

※期限を過ぎると申請できなくなりますので、ご注意ください。

【申請方法】次の書類を保健福祉課(3F)窓口へ提出してください。

- ・御宿町風しん予防接種費用助成金交付申請書(窓口に用意してあります。)
- ・接種医療機関発行の領収書
- ・接種済証等の接種したことが確認できる書類(領収書で確認できる場合は不要)

※印鑑及び申請者名義の振込口座がわかるものが必要です。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717
町ホームページ

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/hokenfukushika/hoken/fusinyobousessyu.html>

「シルバーバンク」会員募集

御宿町では、高齢者が生きがいを持って働くことができる仕組みや経験・技術を活かした働く場の環境作りとして、御宿町高齢者等生きがい事業(シルバーバンク)を実施します。

定年退職後、簡易な就業(雇用によるものを除く。)を通じて自己の経験、能力を生かして、働く機会を得たい方や地域に貢献したい方は、是非ご登録をお願いします。

【登録要件】定年退職者後(概ね60歳以上)で心身ともに健康な方

【登録方法】入会申込書兼会員票に必要事項を記入のうえ社会福祉協議会へ提出してください。

※入会申込書兼会員票は町社会福祉協議会においてあります。

【申込期間】7月1日(月)から随時受付

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

国民年金保険料免除制度について

国民年金保険料免除制度とは第1号被保険者(日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人)は年齢・性別所得に関係なく20歳から60歳になるまで定額の保険料を納めることになっています。

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除(一部納付)」されるものです。

平成25年度の免除等の受付は7月1日(月)から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査を行います。なお、平成25年7月中に申請する場合に限り、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間(前一年間分)についても申請することができますので、前一年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

詳細は日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご覧ください。